

- 1、 慰勞委員が業務中の夜勤者に限り人給を「不遜の
- 2、 慰勞の共済會を設立し給料削減とする
- 3、 業務員の休憩時間を削減する
- 4、 慰勞委員が買物等の車送を一掃隊員にする
- 5、 一掃隊員を減らし共済會委員を増員する
- 6、 贈答品等の削減をする
- 7、 慰勞の給料支拂員一回を三回にする
- 8、 正月二日下請負人の脱出による要求事項の撤回
- 9、 要求事項並に撤退
- 10、 正月十三日の給料改善要求を中止する
- 11、 正月二日人夫小笠原某の「おれ」の謝罪状を謝罪の理由に正月二日人夫小笠原某の「おれ」の謝罪状を謝罪の理由とする
- 12、 正月二日人夫小笠原某の「おれ」の謝罪状を謝罪の理由とする
- 13、 正月二日人夫小笠原某の「おれ」の謝罪状を謝罪の理由とする
- 14、 正月二日人夫小笠原某の「おれ」の謝罪状を謝罪の理由とする
- 15、 正月二日人夫小笠原某の「おれ」の謝罪状を謝罪の理由とする

法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

- 態度に出でること
- 8、 採石賃金一屯に付現在工賃貳拾六錢の五割増
- 9、 選搬賃金現在一臺九錢五厘の五割増のこと
- 10、 毎月共済組合決算を報告すること
- 11、 火薬單價を現在の三割引とすること
- 12、 右要求を受けたる下請人は翌三日之を拒絶したので従業員代表は更に請負人高木祥次郎に對し陳情したところ同人は、
- 13、 第一項給料支拂を月二回とし、第十項を拒絶し賃金値上は四日回答することとし其の他の事項は之を容認し、翌四日更に請負人側は次の通文書を以て回答したのである
- 14、 給料支拂日は毎月二十日及五日の二回とす
- 15、 配給所の物品は即時値下断行す